

1．組織と能力（合戸）

市役所職員の役職者が多すぎる。たった10人でも課ができています。課長1人課長補佐2人その下に係長がいる。「頭でっかち」でいざというとき動けない。部長含めて7人のところもある。組織、役職をどのように統一しているのか。

A 少数でも効率よい市民サービスを提供するため、合併から10年間で50人の人員削減を掲げている。当市の職員の役職は、概ね管理職、監督職、一般職に分けられ、それぞれの職位ごとに役割が与えられている。特に、管理職は各部長、各課長がその職を担っており、組織の責任者として、良好な職場環境維持に努めるとともに、事業の進行管理、関係機関との調整、議会や住民などとの調整、折衝を行っている。

また、監督職は、課長補佐及び係長がその職を担っており、上司を補佐し、組織を管理するとともに、実践部隊として困難、高度な事務処理責任者として業務を行っている。

今後は、人事考課制度を構築し、職員がそれぞれの職位に応じて能力を発揮できる体制を確立するとともに、市行政組織が最大限の力を発揮できるよう人的資源の確保、活用に努めていく。

2．職員について（合戸）

余剰人員は民間会社へ出向し、民間の苦勞を知るべきだ。

多すぎる課を統合して合理化を図るべきだと思う。民に近い形をとってほしい。

職員があいさつ下手。対応が鈍い。

A 貴重なご意見。人事の件をはじめ、組織の編成については一層の行政改革に努めていく。職員のあいさつには注意しているつもりでいたが、まだまだ浸透していない面があるようだ。早速徹底する。

3．設備面での地域格差是正（合戸）

合戸地区は西のはずれ。防犯灯の設置で地域によって格差がある。

A 地域によって格差があるとのことだが、池新田の用途地域内の街路灯のことだと思うが、確かに違いがある。街路灯の維持管理は市が負担している。街路灯と防犯灯の違いは、主に夜間の交通の安全と円滑化のため、交通量の多い市街地の幹線道路や交差点などに設置するものが街路灯、防犯灯は通学路や生活道路での犯罪防止などを目的に設置している。

防犯灯の種類も様々で、商工会の補助で町内会・個人が設置したもの、教育委員会が通学路へ設置したもの、市の補助金で町内会が設置したものなどがある。町内会が設置する防犯灯は、町内会へ1基当たり2万円を上限として事業費の3分の2を補助し、残りの3分の1が町内会の負担、維持管理については、町内会の負担になる。

19年度は、新たに市単工事費として防犯灯設置工事費500万円を計上した。また、補助事

業として前年同様 140 万円を計上してある。

今後とも地域格差がなくなるよう防犯灯も徐々に数を増やしてバランスの取れたまちづくりを進めていきたい。

4．人件費の引き下げについて（塩原）

ある市長が「行政職 500 人規模の自治体では、行政職は全職員の 1 割の優秀な職員がいればこなすことができる。あとはパート労働者で対応できる」と新聞に載っていた。

行政職の 1/3 位の職員数をパートタイム労働者としたらどうか。

人口に対しての人件費の割合を他の自治体と比較して数値で示せ。

A 一般職、特別職とも職員数の現状は適当であると考え、効率よい市民サービス実現のため行政改革を進め、10 年間で 50 人の削減をうたっている。臨時職員も雇用しているが、仕事量が偏る時期や職員の産児休暇、育児休暇などで人員が足りないときに雇用をしている。

特に「市の宝」である子どもが通う幼稚園、保育園については園児数が毎年変わり、特別支援とか補助員という形で臨時職員が多くなっている。また、特定の資格が必要な職員については国や県の指導の下に雇用している。

職務上守秘義務の発生する場合などは正規の職員がこれに対応している状況で、個人データが外部に漏れることのないよう努めている。

平成 19 年 4 月 1 日現在、当市の職員数は 631 人、うち一般行政及び特別行政に従事する普通会計職員は 328 人。

一般会計予算 184 億のうち人件費は 26 億 3,000 万円ほど。そのうち議員さんなど特別職を除いた職員の給料に当たるのが 24 億 3,000 万円ほどになる。

一般的に人口に対して人件費がどれくらいであるとか、予算決算に対して人件費の占める割合がどれくらいであるとか様々な指標がある。必ずしも人口に対して職員の人件費が高いか低いかというのは反映できない。それは市によって持っている仕事が違うため、例えば隣の牧之原市は下水道事業を行っていないし、民間の保育園が多い自治体は市の職員は少なくすむ。したがって一般的には予算決算に対して人件費がどれくらいかで比較することが多い。当市は予算 184 億円に対して 13.2%が職員給となるが、県平均は 20%近い金額になる。予算比率とすれば高くはないがこれも各市町の事情がある。人口も 3 万人を割っていることから予算規模については下田市が最も低い市だろう。

5．松枯れ後について（塩原）

松くい虫防除には限界がある。枯れた松を伐採した後に自然木数種類を植林して年間を通してハチミツの採取できる市にしてはどうか。

A 松への薬剤散布もドリフト（飛散）問題などで規制が厳しくなっている。今年度予算を計上したなかで、市民が一人一本の木を植える運動を展開したらどうかと担当部局に指示した。

樹種ごとに適した時期があるので、時期に合わせて実施していきたい。「松くい虫被害のあったところに、年間を通して蜂蜜の採ることのできる樹種を植林したら」という大変良いアイデアだと思う。しかし、蜜が採れる樹種で防風林の機能を持ち、この地域に適した樹種は限られてくる。ハチミツ業者の数や流通状況など取り組むには研究する必要がある。

6．防災訓練の日程について（門屋）

防災委員という立場上での提案だが、毎年9月1日に行われる総合防災訓練は平日になることもあり、参加できない市民も大勢いる。「休日にやってくれれば参加できるのに…」という声も耳にする。変更することはできないか。

A 9月1日の総合防災訓練は、予知型の訓練で東海地震予知情報「警戒宣言」の発令から発災直後の応急対策までの防災訓練を一斉に行うものである。国、県、市、防災関係機関、自主防災組織などが連携し、情報伝達訓練を行うことが主で、全国で統一された決められた日時に訓練を実施しているので、変更することはできない。

7．万が一の原子力災害について（門屋）

原子力発電所が最悪の事態になったとき、住民はどうしたらいいのか。

万が一被ばくするような事態になれば我々の生活はどうなるのか、経営者の立場からは従業員はどうするのか、商品が売れなくなったらどうしようかと心配になる。商売をする者や農産物を生産する者にとって、風評被害も大きな打撃を受ける。果たして国や市などでどの程度まで面倒を見てくれるのか。

A わが国の原子力発電所は、国の厳格な安全規制や多重防護の考え方に基づいた設計・建設、そして何よりも運転段階での安全管理の徹底により十分な安全性が確保されている。したがって周辺環境への放射能の影響を及ぼすことはないと考えている。

しかし、万が一の事故に備え、発電所では通報連絡体制の確立、資機材を整備する一方、御前崎市でも地域防災計画を策定し、防災資機材の整備、防災訓練を行うなどの防災対策をとっている。

緊急事態が発生し、放射性物質による影響が周辺地域に及び、または及ぶおそれがある場合には、市役所の西側にあるオフサイトセンターに国や関係自治体及び事業所（中部電力）が一同に会し、「原子力災害合同対策協議会」が組織される。そこで防護対策が協議され、退避や避難などの指示がなされる。

農産物等の被害については、中部電力と県及び地元4市で結んでいる安全協定で「損害補償」の条項があり、「地域の住民生活、生産活動等に損害を与えた場合には、誠意を持って補償する」こととなっている。国の法律においても被害者を保護する原子力損害の賠償に関する法律などの法令によって、常に600億円の賠償金額を用意しておかなければならないことになっている。さらに、この600億円を超えるような損害が発生したときには、必要に応じて国が援助を行うことが法律によって定められている。

また、原子力防災訓練は、例年2月ごろに実施しているが、情報伝達訓練、住民避難訓練等

を繰り返し実施し、より良い訓練にしていきたい。

今後も中部電力に対しては住民に安心・安全を提供するよう強く申し入れていく。

8．ゴミ集積所の美化について（門屋）

門屋地区の13箇所のごみ集積所のうち1箇所だけごみの無分別、無記名、出す日が守られていない。総務委員として週に1回は清掃に行っている。アパートにはブラジル、フィリピン、中国の方が住んでいるようだが言葉がわからない。外国語のパンフレットをポストへ入れてみたが効果がない。本当に困ってアパート管理者に電話を入れても話にならない。よい方法があったら教えてほしい。

A 増え続ける外国人が外国人だけでの生活に支障がない環境がある。「日本の生活習慣やルールなどの情報が伝わらない」、「教育が十分になされていない」ことを改善していかなければならない。

市でも外国人通訳を2人窓口において対応している。在住外国人には、日本人と同じように班内・班外世帯を問わず「家庭ごみ収集カレンダー」を配布している。カレンダーは英語、ポルトガル語のほか今年4月から中国語も追加した。

周りが厳しく言うのも大切だが、アパート管理者の積極的な協力が不可欠だ。どうしても班外世帯が多いとこうした問題が浮上してくる。あまりにも不法投棄がひどい状態が続くようであれば警察などとも連絡をとりながら対処していきたい。

9．病院の赤字に対する具体的な改善策（門屋）

民間病院の経営状況で10億円の赤字というニュースはあまり目にしない。なぜ公共病院にのみ赤字が起こるのか？

A 公立の自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むと共に、地域の医療機関や行政機関と連携を図りながら、公平な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としている。

このため、立地する地域で住民のニーズに対応した適切な医療を提供すると共に、政策医療・高度医療・特殊医療・先駆的医療等の不採算医療を担っている。さらには、医療従事者の研修の場としての役割も果たしている。これには医師・看護師・技師などのスタッフの確保、医療設備などに多額の経費が必要となるために、ご指摘のとおり公立病院は赤字体質になりやすい傾向にある。

一方、民間病院は採算性のある医療分野のみの診療を担当することができる。公立病院に比較して経費が少なくすみ、赤字病院が少ないことがうかがえる。

当院の赤字に対する改善策として、支出面では、給食委託、設備運転、保守点検などの委託業務の内容を見直し、経費の節減を図ると共に、職員は事務職員を中心に正規3人、非常勤10人を減らし人件費の削減を図った。また、収入面では、新しい治療法の導入、診療報酬の施設基準の見直しなどにより、収入の確保と共に一層充実した医療を提供することにより増収を図った。現在も医師が不足しているため、引き続き医師確保により、この地域に必要な医療

を提供できるよう、この病院の機能と特色を生かした病院づくりに励む。一方で近隣病院との役割・機能分担など連携を強化して、市民に安心・安全な医療を提供していつまでも健康で明るい生活ができるまちづくりに努力していきたい。

10. 年金基礎年金番号への移行以前の記録は残っているか（門屋）

基礎年金番号移行によるトラブルが取りざたされている。移項した際に件数・金額などすべてチェックできているのか。

台帳などの保存年限は。

市長は「国は一刻も早く年金問題を解決してほしい」と言ったが、市としても対応できることがあるのではないか。

A 国民年金法第 14 条により、「社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする」と定められている。

市町村の国民年金の事務は、平成 14 年 3 月まで、国から処理を委託された事務として現年度分の保険料の徴収事務を行い、保険料と電算処理のデータ（磁気テープ、フロッピーディスク）を毎月、納期ごとに社会保険事務所へ納めていた。過年度分の保険料徴収は、社会保険事務所で行っていた。

平成 14 年 4 月の現年度保険料収納事務の社会保険庁への移管に伴い市町村の国民年金の収納事務がなくなり、同庁からの通知により被保険者台帳名簿の保存の必要がなくなった。

もとより、記録管理関係での市町村の被保険者台帳名簿は、昭和 50 年代後半の電算化により台帳名簿管理でなく電算管理だったので、電算導入後の台帳名簿はない。それ以前の台帳名簿は、社会保険庁からの通知により処分している。前にも述べたとおり毎月、納期ごとに社会保険事務所へ保険料と電算データを送付していたので原簿を備えているのは社会保険庁であり、当然原簿との照合は社会保険庁で実施していた。

その後、平成 16 年 4 月の合併で電算委託業者を一本化し、現在に至っている。

国民年金法により、社会保険庁は国民年金原簿を備えることになっていることから、市（旧町）では、電算化に伴い電算管理を実施しており、保存文書としていない。

市では、静岡社会保険事務局掛川事務所に依頼して毎月第二・第四火曜日に市役所で、毎月第一月曜日に御前崎支所で社会保険相談を行う。状況を見た上で今後窓口を増やすなど市民に納得いただける対応をしていきたい。今後も、静岡社会保険事務局掛川事務所と連携を強化して、安心を届けることができるよう対応していく。